

指針値の見直しの仕方について（案）

1. 趣旨

いわゆる「シックハウス問題」に対応するため、平成 12 年から 14 年にかけて、「室内濃度指針値」の設定が行われた。

その後、約 10 年を経過したこと、指針値設定物質（クロルピリホス等）の代替として新たな化学物質が使用されているとの指摘があること、SVOC の概念がでてきたこと、細菌由来の VOC 類の検出されていること、WHO の室内空気質の基準値の動向と整合を検討する必要があること等から、改めて、当該指針値の超過実態を把握し、化学物質の発生源と室内濃度との関係に係る科学的知見を踏まえた必要な室内濃度指針値の設定のあり方、あり方を踏まえた見直しの方針等について検討する。

2. 指針値対象物質の選定・見直しにあたり考慮すべき項目

(1) WHO 空気質ガイドライン、外国の規制等での指針値

国内で定められていない指針値であって、海外で採用されている指針値について、国内基準として採用する際の採否の考え方を整理し、必要に応じ、国際整合を図る。

(2) 居住環境内における揮発性有機化合物の実態調査等の結果等

- ① 調査結果等を受けて国内の指針値以外の化学物質が検出された物質について、化学物質のハザードの調査を行い、ばく露評価をした上で、検討の優先順位を決定する。
- ② 「室内濃度及び室内濃度／室外濃度(I/O)比が高いもの」など、前回までの過去の物質選定方法を踏まえる。

(3) これまで指針値を策定した物質の用途

溶剤、接着剤、防虫剤等の主要な用途に使用されている物質を中心にリストアップする。

(4) これまで指針値を策定した物質の構造分類

アルデヒド・ケトン類、芳香族炭化水素、ハロゲン化炭化水素類等を中心にリストアップする。

(5) 家庭用品等からの化学物質の放出量の検討結果

国立医薬品食品衛生研究所生活衛生化学部第一室の過去数年の検討結果等から対象とする化学物質をリストアップする。

3. 指針値の設定のあり方

- (1) 規制の実行可能性の担保の観点から、室内汚染物質のうち、2. (1)～(5)を勘案し、これらを総合的に判断するための一助となる選定プロトコルを作成し、検討すべき化学物質の優先付けを行い、指針値を定める。制限なく指針値を定めるのではなく、実行可能な範囲で指針値を設定する。
- (2) どのような健康影響がある化学物質の指針値かカテゴリー分けも考慮する。

4. TVOC の暫定目標値の設定の方法

- (1) 総量規制(健康影響を加味)としての TVOC の値の導入の是非
- (2) 室内空気の規格値(健康影響を加味しない)としての TVOC の導入の是非
- (3) TVOC の値の設定の見直しのあり方
 - (1) 及び(2)の議論を踏まえ、実効性を伴う TVOC の設定方法、試験方法等を検討する。